

## 改正石綿障害予防規則に係る自主点検表

労働局へは別紙の「（回答票）」のみ送付してください。

店社（建設工事に係る請負契約を締結している本社、支店等の組織をいいます。）単位でお答えください。

Q1：建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体又は改修の作業や工事を請け負うことはありますか。（１）～（３）をそれぞれ回答ください。（建築物のリフォーム、船や各種設備の定期修理を含みます。また、今後請け負う予定がある場合も含みます）

（１）建築物 有・無

（２）工作物 有・無

工作物とは、土地や建物に設置するもの（されていたもの）であり、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント、ボイラー、非常用発電設備、反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等があります。

（３）鋼製の船舶 有・無

（１）～（３）に「有」が１つでもついた場合にはQ2以下も回答ください。

（全て「無」の場合は、Q2以下は回答不要です）

Q2：建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体又は改修の作業や工事を行う前に、当該建築物・工作物・鋼製の船舶に対して、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行っていますか。（複数回答可）

（石綿障害予防規則第3条により、施工業者には石綿の事前調査の義務があります）

（１）自社で調査を行っている	
（２）外注により調査を行っている	
（３）発注者や所有者に石綿の有無を確認している	
（４）石綿の事前調査は行っていない	

（上記（１）～（３）に１つでも がついた場合）

調査結果を3年以上保存していますか（保存する予定ですか）

している ・ していない

Q3:令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事については、石綿の事前調査は一定の資格（建築物石綿含有建材調査者など）を持った人が行う必要があります。

Q3-1:建築物の石綿の事前調査を行う方に資格要件が必要となることについて知っていましたか。

	(1) 知っている	
	(2) 知らなかった	
	(3) 建築物の解体・改修（リフォームを含む）を行う予定はない	

→（上記で（1）又は（2）を回答した場合）

Q3-2:建築物石綿含有建材調査者の資格を労働者に取得させる（又は事業者自ら取得する）予定はありますか

	(1) 既に資格を取得している	
	(2) 今後取得する予定	
	(3) 外注により対応するため取得を予定していない	
	(4) ((3)以外の理由により)取得を予定していない	

→（上記で（1）～（2）を回答した場合）

Q3-3:取得済 又は 取得を予定する資格は何ですか。（複数回答可）

特定調査者 ・ 一般調査者 ・ 一戸建て調査者・ アスベスト調査診断協会への登録・ その他（ ）

Q4:石綿の事前調査結果について、現場への備え付けや掲示を行っていますか。（複数回答可）  
 （ 石綿障害予防規則第3条等により、施工業者は（1）から（3）の掲示や備え付けを行う必要があります ）

(1) 作業者が見やすい箇所に事前調査結果の概要を掲示している	
(2) 事前調査結果の記録の写しを現場に備え付けている	
(3) 周辺住民への事前調査結果の周知のための掲示を行っている	
(4) 事前調査結果の掲示や現場の備え付けは行っていない	

Q5: 解体部分の延べ床面積が80m<sup>2</sup>（80平米）以上となる建築物の解体工事、請負金額100万円（税込）以上の建築物の改修工事、請負金額100万円（税込）以上の特定の工作物（ ）の解体・改修工事

のいずれかに該当する場合は、令和4(2022)年4月1日以降石綿の有無にかかわらず、事前調査結果を全件労働基準監督署に報告することが必要です(元請事業者に報告義務があります)。事前調査結果の労働基準監督署への報告義務について知っていましたか。

( ) 報告が必要な工作物は、反応槽、ボイラー、圧力容器などです。詳しくは同封の資料をご覧ください

(1) 知っている	
(2) 知らなかった	
(3) 該当する工事を行うことはない 又は 元請になることはない	
(4) 報告を行う予定はない	

→(上記で(1)又は(2)を回答した場合)

詳しい説明を希望しますか はい・いいえ

Q6: 建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体又は改修を行う部分に石綿(アスベスト)が含まれていることが判明した場合、石綿障害予防規則に基づく措置を行っていますか。

( 石綿障害予防規則により、吹付材・保温材等の除去等を行う際の負圧隔離、建材の湿潤化、作業者の呼吸用保護具の着用、石綿作業主任者の選任等の措置が必要です。 )

- (1) 吹付材・保温材等の除去等を行う際の負圧隔離 有・無
- (2) 建材の湿潤化 有・無
- (3) 作業者の呼吸用保護具の着用 有・無
- (4) 石綿作業主任者の選任 有・無

Q7: 石綿が含まれる建築物・工作物・鋼製の船舶の解体又は改修を行う際には、写真や動画により作業の状況を記録し、3年間保存する必要があります。当該規定について知っていましたか。

(1) 知っている	
(2) 知らなかった	
(3) 写真や動画による記録を行う予定はない	

石綿障害予防規則第35条の2等により、以下の事項を写真・動画で記録し、3年間保存する必要があります。

作業現場の掲示の状況(石綿の事前調査結果、関係者以外立入禁止、飲食喫煙禁止 等)  
作業の実施中の記録(保護具の着用状況、負圧隔離の状況、湿潤化の状況 等)  
除去した石綿建材の梱包、適切な仮置き状況 等

点検事項は以上です。回答は別紙「(回答票)」へ記入して送信下さい。

改正石綿障害予防規則に係る詳細は石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください。  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>